

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙 台 市 宮 城 野 福 祉 事 務 所 長

審査請求人が平成18年 月 日付けで提起した生活保護廃止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成18年11月1日付けで審査請求人に対してした生活保護廃止処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

処分庁が平成18年11月13日付け宮保第7号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護廃止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

平成18年11月2日に生活保護を受け取りに行ったところ、収入アップ予定と理由もなく保護を辞退する旨の生活保護に関する届出書を書かされたもので、収入アップは全くないことから本件処分の取消しを求めるものである。

第2 認定事実及び判断

請求人から提出された審査請求書、審査請求補正書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び提出書類によれば、次の事実が認められる。

1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成 年 月 日から請求人に対し生活保護を開始した。
- (2) 請求人は、平成 年 月 日に平成 年 月 日から就労を開始した旨の記載のある「就職にかかわる届出書」を処分庁に提出した。
- (3) 請求人は、平成 年 月 日に、処分庁に対し「保護をいたします。」と記載した書面を提出した。
- (4) 請求人は、平成 年 月 日に処分庁に対し保護を辞退すると書いたのは本意ではなく、引き続き保護を希望する旨の文書を提出した。
- (5) 請求人は、平成 年 月 日に処分庁に対し、収入が増える見込みなので平成 年 月 日付けで保護を辞退する旨の「生活保護に関する届出書（以下「届出書」という。）」を提出した。
- (6) 処分庁は、平成18年11月1日付けで稼働収入の増加を理由として、保護を廃止した。
- (7) 請求人は、処分庁に対し、届出書は強要されて書いたものであって事実とは異なり、引き続き保護を希望する旨の文書を提出し、処分庁は、平成18年11月13日に当該文書を收受した。

2 判断

- (1) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）第7では、保護を廃止すべき場合として、①当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるとき、及び②当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて

